

## 総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成30年3月29日（木曜日）

午後3時56分～午後4時13分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 戎屋昭彦委員長 猶野智和副委員長

竹岡昌治委員 安富法明委員

山中佳子委員 三好睦子委員

高木法生委員 末永義美委員

荒山光広議長

4. 欠席委員 なし

5. 出席した事務局職員

綿谷敦朗 議会事務局長 大塚 享 議会事務局長補佐

篠田真理 議会事務局主任

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠田洋司 副市長 石田淳司 市長公室長

田辺 剛 総務部長 大野義昭 市民福祉部長

佐々木昭治 総務課長 河村充展 高齢福祉課長

内藤賢治 地域福祉課長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午後 3 時 5 6 分開会

○委員長（戒屋昭彦君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案 2 件につきまして、審査いたしたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議案第 5 8 号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第 5 8 号美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について御説明いたします。

議案書の 5 8－1 ページをお開きください。参考資料につきましては、1 ページからになります。

このたびの改正は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、その他市が指定の権限等を有する介護サービスの事業に関する基準省令が改正されたことにより、関係する基準条例について所要の改正を行うものでございます。

このたびの一部改正につきましては、三つの条例に影響が出ております。

一つ目が、議案名のとおり、美祢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、二つ目が、議案書の 5 8－3 ページになりますが、中ほどの見出しにございます、美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、三つ目が、5 8－4 ページ目の 3 行目にございます、見出しにございますように、美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例ということになっております。

主な内容につきまして、順に説明いたしたいと思います。

参考資料 1 ページ、新旧対照表をごらんいただければと思います。

一番上、目次となりますが、第 3 章の 3 に共生型地域密着型サービスが規定されます。条文といたしましては、2 ページの下段から 3 ページにかけて記載しております。

すが、共生型サービスとして、新たに共生型地域密着型通所介護について規定しております。これは、障害福祉制度における生活介護、自立訓練、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定を受けた事業所について、共生型地域密着型通所介護の指定を受けられる基準を整備するものでございます。

次に、ページを戻っていただきまして、1 ページ中段、第2条第2項として、法人の後ろに、「又は病床を有する」云々と、ちょっと長い下線が引いてあるところがあると思います。こちらの規程を追加しております。

これは、地域密着型サービス事業所の指定を受けるにあたっては、法人であることが必要となっておりますが、看護小規模多機能型居宅介護の指定の申請に限り、医療法の許可を受けて診療所を開設しているものも認めるという規程になります。

次にその下、第5条及び次のページ、第16条に括弧書きで「省令に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」という文言を追記しております。

これは、介護保険法第8条第2項に規定する、政令で定める者の範囲が拡大することに伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の提供が行われる者の範囲を従前どおりとするための整備となります。

次に、6 ページ目の表の下になります。

第39条の2として身体拘束等の禁止が明文化されております。

これは、さらなる身体拘束等の適正化を図る観点から、新たに加えられたものでございます。具体的には、規則で規定することとなります。

次に、8 ページ中段、第53条の2として、緊急時の対応が明文化されております。指定地域密着型介護老人福祉施設に、入所者の病状の急変等に備え、あらかじめ配置医師との連携方法、その他緊急時の対応方法を定めることを義務づけております。

あわせて、既に御存じのとおり、平成30年4月1日から介護医療院が創設されることとなっておりますが、これに伴いまして、4 ページの第21条や6 ページの第42条第5項を始め、所要の改正を行っているところでございます。

次に、二つ目の美祢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の関係についてです。

資料1 1 ページから1 3 ページの新旧対照表をごらんください。

1 3 ページ上段の第28条の2におきまして、先ほど同様に、身体拘束等の禁止の

条文を加えるとともに、介護医療院創設に伴う所要の改正を行っているところでございます。

次に、三つ目の美祢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の関係です。

資料は14ページ、15ページとなります。

14ページ中段の第3条第4項において、障害福祉制度との連携に関する規程を加えております。

これは、障害福祉サービスを利用されていた障害者の方が、介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネージャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅介護支援事業所が、指定特定相談支援所との連携に努める必要がある旨を明確化するものでございます。

以上が、このたび改正いたします主な内容となりますが、条例におきましては、基準となる事項について整備することとしており、細目的事項、技術的事項につきましては、規則の方に委任しているところでございます。あわせて、いずれも国の省令等に基づいて、改正をしているものとなっております。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。  
竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねをしたいと思うんですが、まず、参考資料の1ページ——ごめんなさい、2ページ。1ページからになってると思うんですが、「介護職員初任者研修課程を修了した者に限る」と、そして、「及び看護師等」、「保健師、看護師、准看護師、理学療法士」、それらをまた括弧して、「以下「定期巡回・随時対応型訪問介護従業者」と総称する」と、こう書いてあるんですよ。「従業者」なんですかね。「従事者」と思うんじゃないけど。従業者ということになると、この事業を行う者なんでしょう、従業者は。だから、それに従事する人は「従業者」となるわけですか、「従事者」じゃなくて。まあそれが1点。

それから、もう一つは、身体的拘束等の禁止。同じことがあちこち出てるから、例えば13ページは、身体拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じなければなら

ない。ちょっと、具体的にどういうことなのかを教えてくださいたいと思います。その2点。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、先ほど従業者の記載が、従事者じゃないかというところにつきましては、いま一度、国のほうの資料を確認させていただいた上でお答えさせていただければと思います。

二つ目の身体的拘束等の件でございます。必要な措置を講じなければならない、その内容についてということでございますけれども。これにつきましては、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を、三月に1回以上開催するとともに、その結果について介護従事者、その他従業者に周知、徹底を図ることや、適正化のための指針を整備すること、また介護従業者、その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するというのを、このたび規則のほうでもうたうこととしておりますので、それが講じなければならない措置ということになります。

以上になります。

○委員長（戒屋昭彦君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） わかりました。というのは、4ページに療養通所介護従事者と、ここでは従事者。ちゃんと、指導については従事者、それから事業所については事業者と、こう分けてあるような気がするんですが。まあちょっと確かめていただいて、でないちょっと従業者、ちょっとぴんこないんですね。最初の従業者はいいんですけど。看護師やそういう者に含めて、そういう資格のある人たちを、もし、以下従事者と、いわゆる今度は介護、看護従事者ですね。ちょっと違うんですが。

まあ美祢市にも多機能型の、あれをしようというお考えが第7期の計画の中に入ってるんで、そうした国も含めて、市も整備をしておこうということだと思うんですが。そういうことでしょうか。

○委員長（戒屋昭彦君） 河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） ただいまの御質問にお答えさせていただきますが、このたび、条例のほうで基準等、一部改正をすることになりますものが、いわゆる全てのサービスについて、きちんと現在美祢市内で行っている、行っていない、これから

行う、行わないということに限らず、可能性があるものとして、全てのものを国の基準に基づいて整備していくという考えでありますので、この中に記載がしてあるものを、これからしますよというような意味合いで整備するものではございません。

以上です。

○委員長（戒屋昭彦君） よろしいですか。じゃあ先ほどの従事者と従業者については、この委員会終了後でもよろしゅうございますか。（「結構です。」と発言する者あり）じゃあ、のちほど確認の上、御報告をお願いいたしたいと思います。

その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。

それでは、これより討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第５８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５９号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第５９号美祢市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書の５９－１ページをお開きください。

このたび制定いたします条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法が改正されまして、居宅介護支援事業所の指定権限等が平成３０年４月１日から市に移譲することに伴い制定するものでございます。

条例においては、居宅介護支援等に係る人員や運営に関する基準となる事項について整備し、細目的事項や技術的事項は規則に委任しているところでございます。

この条例規則の法制につきましては、平成３０年４月１日改正部分を一部盛り込む

ものの、基本的な法制は現行の国の基準省令に沿った形で制定されております、山口県条例の例により定めることとしているところでございます。

なお、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（戒屋昭彦君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 質疑なしと認めます。それでは、これより討論を行います。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） それでは、これより議案第59号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案2件につきましての審査を終了いたします。その他委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戒屋昭彦君） ないようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でございます。

午後4時13分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年3月29日

総務民生委員長